

発達障害のある児童生徒への支援

——担当する授業内容の検討を視野に入れて——

法政大学キャリアデザイン学部 / 社会学部兼任講師 遠藤 裕子

1. 課題設定

筆者が担当する教育心理学では「発達障害の理解」「発達障害の支援・指導」、教育相談では「発達障害に関する相談」をテーマとして発達障害に関する授業を行なっている。2007年(H.19)に文部科学省(以下、文科省)が特別支援教育の本格実施を打ち出してから16年が経過した。この間の「特別支援教育をめぐる制度改正」を資料1の表①に示す。このように法制度の整備を含めてさまざまな動きがあったことやこの間の研究で得られた発達障害に関する知見など、教職課程における授業内容の検討を視野に入れて、発達障害のある児童生徒への支援に関連した事柄を整理しておく。

2. 発達障害のある児童生徒は増えたのか

① 通級や特別支援学級の利用

文科省による「令和2年～3年度 特別支援教育に関する調査結果」にある「令和2年度 通級による指導実態調査」の結果によると、発達障害の児童生徒数(小・中・高等学校)は、2006年度(H.18)の時点では約7000人であった。2006年度は発達障害を通級による指導対象として学校教育法施行規則に規定し、以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象となっていた「自閉症」も対象として明示された年度である。発達障害をもつ2019年には7万人を、2020年には9万人を超えていて、数字だけ見ると13年(2006年から2019年)で10倍に増えていることとなる。ただし、通級の利用においては「医師など専門機関からの診断書」を必須としないことから、この数字のすべてを「発達障害のある児童生徒」とすることはできないと言える。

特別支援学級教員の勤務するAさんへのインタビューの記録を資料2に示す。Aさんは特別支援学級の在籍は増えていると言う。例えば、勤務校のある地区の合同の体育的行事への参加者は2007年度・2008年度は700人前後であったが、2023年度は1500人であった。参加しない学校もあり数字はおおよそのものであるが、この10年間で倍増したと言える。ただし通級利用と同様の理由で、この数字のすべてを「発達障害のある児童生徒」とすることはできない。

② 発達障害の可能性があると思われる児童生徒の割合

2022年(R.4)に「通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」が行われた。この調査は2002年・2012年と10年おきに実施されており、「推定値6.3%」という2002年の調査結果から発達障害という言葉や概念が急激に広まることとなった。今回の調査では「小学校・中学校においては推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%であった」としている。高等学校については、公立の全日制又は定時制に在籍する1～3年次のみを対象としている。

この調査は学級担任などの見立てをもとに行われており、公表資料には「発達障害のある児童生徒数の割合や知的発達に遅れがある児童生徒数の割合を推定する調査ではなく、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合を推定している調査である」「増加の理由を特定することは困難であるが、通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる」とある。

③ 高等学校における特別支援教育

高等学校(以下、高校)においても2007年から特別支援教育が始まり、2018年(H.30)には通級による指導が制度化された。2022年度(R.4)の「通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、高校は「推定値2.2%」となっている。また通級利用は2018年度(H.30)は508名、2019年度(H.31・R1)は787名、2020年度(R.2)は1300名であった。公表資料では「高等学校においては、学習面、各行動面それぞれにおいて、高等学校第1学年と中学校第3学年を比較するとさらに減少しており、高等学校第1学年から高等学校第3学年にかけて割合はほぼ横ばいである。高等学校については、高校入学に際して入学者選抜が実施されていることや全日制・定時制・通信制といった課程がある。そして、特色ある学科(普通科・専門学科・総合学科)が設置されており、多様な入学動機や進路希望など様々な背景をもつ生徒に対応できる現状が本調査の高等学校の結果と関係しているのではないかと考えられる。そのため、小学校・中学校と高等学校は切り分けて考える

必要がある。」と考察されている。

3. 「発達障害」と間違えられる子どもたちから学ぶ

小児科医である成田（2023）は、医師としての仕事や自身が主宰する「子育て科学アクシス」（2014年に開始した発達障害、不登校、引きこもりなど、さまざまな不安や悩みをかかえる親子・当事者の支援事業）での35年におよぶ活動の中で「発達障害と同じような症状を見せながらも、正確には診断基準に当てはまらない事例」を何例も見てきたと言う。成田はそれらの事例を「発達障害もどき」と名づけて、家庭環境にとどまらず、教育現場での誤解や無理解あるいは理解はしていても先生の手が十分に回らないなど広く環境が整っていないことが原因であるとしている。さらには環境を整えることで症状が消失あるいは軽減した事例が紹介されている。

4. 発達の特性の考え方

本田（2022）は、精神科医として30年以上の臨床経験の大半を発達障害の診察に費やしてきた。乳幼児期から成人まで、さまざまなライフステージの方たちに会い、幼児期から成人期まで継続して診療しているケースが多数ある（以上、引用）。本来発達の特性の強弱はグラデーションであり誰でもが持ち合わせている。本田は特に特性の重複や強度に注意を向けることが重要性を指摘し、弱くあらわれている特性を「AS」（ちょっとASD、自閉スペクトラム症傾向）や「ADH」（ちょっとAD/HD、注意欠如/多動症傾向）として、生きづらさが理解されにくいと説明している。いわゆる「グレーゾーン」という言い方はこれにあたると思われる。

教育相談の授業で本田（2022）による事例を用いて事例検討を行った。ケースの概要は次の通りである。小学校4年生男児（以下、Cさんとする）時間にルーズで生活全般にだらしなさが目立つ。ゲームが好きで、大好きなゲームで遊びはじめると熱中しすぎて切り替えが悪くなることがある。ゲームのことで頭がいっぱいになって、やらなければならないことが頭から吹き飛んでしまい、遅刻をしたり、約束を忘れてしまったりする。親は「ゲームは1日に何時間」というルールを作ろうとするが、守れるのはせいぜい一日くらいで、同じ失敗を繰り返すといったことが見られる。ゲームに全身全霊をかけているかという点、そうではなくて、ゲーム機の電源をつけたまま、他の遊びを始めてしまうというようにムラっ気が見られる。

本田はこの事例を「総合的にみて、発達障害のようではあるが、ASDともAD/HDとも言い切れず、どちらの特性も存在している。もしもCさんの生活上の支障が大きくなって本人や親が困り果てて発達障害の専門外来にかかった場合、診断はASDになることもあれば、AD/HDになることもある」と解説している。

授業でこの事例を提示した際、複数のグループから「小4の頃といえば、自分もCさんと同じような状態だった」という発言があった。教員の立場からは「宿題や約束など、優先しなくてはいけないものを済ませてからゲームをする習慣をつける」といった生活面の改善のアドバイスをするとということになるだろう。

5. 特別な教育的ニーズとインクルーシブ教育

1994年に「特別なニーズ教育に関する世界会議：アクセスと質」に於いて採択されたサラマンカ宣言に「インクルーシブ教育 (inclusive education) のアプローチを促進するために必要な基本的政策の転換を検討することによって、「万人のための教育 (Education for All)」の目的をさらに前進させるために、学校がすべての子どもたち、とりわけ特別な教育的ニーズをもつ子どもたちに役立つことを可能にさせるため」という一文がある。特別な教育的ニーズには「障害児や英才児、ストリート・チルドレンや労働している子どもたち、人里離れた地域の子どものたちや遊牧民の子どものたち、言語的・民族的・文化的マイノリティーの子どものたち、他の恵まれていないもしくは辺境で生活している子どもたちも含まれることになる」としている。

2001年にWHOがICF (International Classification Disability Functioning and Health) を総会で採択した。「これまでの「ICIDH」が身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFはこれらの環境因子という観点を加え、例えば、バリアフリー等の環境を評価できるように構成されている。このような考え方は、今後、障害者はもとより、全国民の保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を示唆しているものと考えられる」とある。ここにもインクルーシブの考え方が反映されている。

この流れの中で国内においては、2007年には「特別支援教育の本格実施」、2012年には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」が打ち出された。また2013年には「障害者差別解消法」（2016年施行）が成立し、「特別な教育的ニーズのある児童生徒の対応」は共生社会を目指してすべての児童生徒の成長・発達を保障する中で包括的に行うこととなる。

6. 考察

① 法制度の整備を含めてさまざまな動きがあったことやこの間の研究で得た発達障害に関する知見などをふまえて

発達障害の診断は「DSM - 5」(アメリカ医学会作成精神疾患の分類と診断の手引き)に照らし合わせてつけられる。乳児期あるいは幼少期より「発達の特徴」が強くあらわれて早くから療育を受ける例もたくさんある。教育現場においても「診断がついている」あるいは「検査を受けたが診断はついていない」などの情報が保護者から提示されることもめずらしいことではなくなったが、「発達障害の診断がついている児童生徒」が増えたかどうかは判断できない。2 - ②で述べた通り、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒については推定値を見る限り、2002年の調査では6.3%、2012年は6.5%、2022年は8.8%と増えている。「通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる」と考察されているように、推定値が増えた大きな要因になっていると言える。

インクルーシブ教育推進においては基礎的環境整備と合理的配慮の二つの重要なポイントがある。まずは基礎的環境整備である。特別な教育的ニーズのある児童生徒にとってなくてはならない支援はすべての児童生徒にとってであると便利に活用できる支援と考える。例えば、エレベーターは肢体不自由があって車椅子を使用している人にとっては必要なものであるが、足を骨折したとき、(通常はエレベーターを使用していなくても)あるととても助かる。ルビをふったプリントは識字障害のある児童生徒にとってはなくてはならないが、誰でも使用可としておけば、学習につまずきのある児童生徒の助けになることもある。このように「すべての人に役立つ」という視点をもつことが第一歩であると考える。

② 教職課程の授業の内容検討を視野に入れて

学校現場では発達障害があると診断がついている場合はもちろんのこと、特別な教育的ニーズがあるとの見立てをした場合、支援を考えていくことになる。2007年の特別支援教育本格実施から16年が経過した。この間に、公立の小中学校を中心に、特別支援教育コーディネーターの配置、個別の教育支援計画作成、支援会議実施など諸々の整備が進んできた。しかしながら「インクルーシブ教育推進」を打ち出してはいるが、クラス定数(40人学級)ひとつをとってみても条

件整備が前進したとは言い難く、個々の学校や教員の努力に委ねられている状況は変わっていないと考えられる。

担当する授業へのリアクションでは「たくさんの生徒を担当しなくてはならない中で、個々への対応を十分にできるかどうか」など不安の声が多く寄せられる。この声にどう答えていくか、授業者(筆者)にとっていつも大きな課題となっている。特別な教育的ニーズに関する教育については、小池(2019)の研究ノートに学ぶところが大きかった。教育心理学や教育相談の視点からどう学んでいくか、今後さらに検討を深めていく必要があると考えている。

参考文献 参考資料

- 成田奈緒子 2023 「発達障害」と間違えられる子どもたち 青春出版
- 本田秀夫 2022 「多数派」「標準」「友達」に合わせられない子どもたち SB 新書
- 本田秀夫 2018 発達障害 生きづらさを抱える少数派の「種族」たち SB 新書
- 小池雄逸 2019 発達障害等のある子どもへの理解を深めることの必要性を学ぶこと 「特別な教育的ニーズの理解と支援」の授業の実践記録 法政大学 教職課程年報 2019 年度 Vol.18 pp.55-pp.62
- 文部科学省 HP
特別支援教育をめぐる制度改正 *最終閲覧 2024年1月4日
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/001.htm
- 文部科学省 HP
通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について *最終閲覧 2024年1月4日
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm
- 文部科学省 HP
令和2~3年度 特別支援教育に関する調査結果について *最終閲覧 2024年1月4日
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1402845_00005.htm
- 文部科学省 HP
障害者施策を巡る国内外の動向 *最終閲覧 2024年1月4日
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1396563.htm
- 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 HP
「国際生活機能分類-国際障害分類改訂版-」(日本語版)の厚生労働省

ホームページ掲載について

*最終閲覧 2024 年 1 月 4 日

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>

国立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 HP

サラマンカ宣言

「特別なニーズ教育に関する世界会議：アクセスと質」
(ユネスコ・スペイン政府共催、1994 年) に於いて採択

https://www.nise.go.jp/blog/2000/05/b1_h060600_01.html

資料

1. 表① 特別支援教育をめぐる制度改正

「文科省 特別支援教育をめぐる制度改正」を元に作成

2007 年 平成 19 年 4 月	特別支援教育の本格的実施（平成 18 年 3 月学校教育法等改正）	・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校における特別支援教育等
2011 年 平成 23 年 8 月	改正障害者基本法施行	・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 ・交流及び共同学習の積極的推進等
2012 年 平成 24 年 7 月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）	・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進 ・教職員の専門性向上等
2013 年 平成 25 年 9 月	就学制度改正（平成 25 年 8 月学校教育法施行令改正）	・認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度等
2014 年 平成 26 年 1 月	障害者権利条約批准	・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供等
2015 年 平成 27 年 4 月	高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化（学校教育法施行規則等改正）	・病気療養児を対象とした特例制度の創設等
2016 年 平成 28 年 4 月	障害者差別解消法施行（平成 25 年 6 月制定）	・差別の禁止、合理的配慮の提供等→障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定（平成 27 年 11 月）
2016 年 平成 28 年 6 月	改正児童福祉法施行（公布日施行）	・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進
2016 年 平成 28 年 8 月	改正発達障害者支援法施行（平成 28 年 6 月改正）	・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援の実施・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進等・
2017 年 平成 29 年 4 月	新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領公示	

2017年 平成29年4月	通級による指導の教員定数の基礎定数化（平成29年3月 義務標準法改正）	
2018年 平成30年4月	高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月学教法施行規則等改正）	
2018年 平成30年8月	個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化（学教法施行規則改正。公布日施行）	
2018年 平成30年9月	小中学校段階の病気療養児に対する同時双方向型授業配信の制度化（通知）	・当該授業配信により指導要録上出席扱いにすることが可能
2019年 平成31年2月	新特別支援学校高等部学習指導要領公示	
2019年 令和元年9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置	
2019年 令和元年11月	高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）	・受信側の病院等に当該高等学校等の教員を配置することを必ずしも要さないようにした。
2020年 令和2年4月	学校教育法施行規則改正	・高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限を緩和
2023年 令和5年3月	高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について	・病気療養中等の生徒に対して行う授業については、高等学校等が認めた場合には、オンデマンド型の授業で実施することを可能とした。
2023年 令和5年3月	小中学校段階の病気療養児に対するオンデマンド型授業配信について	

2. 現職教員へのインタビュー

(1) Aさん（インタビュー対象者）のプロフィール

東京都公立中学校教諭。通常学級の教員を経て、2004年度より特別支援学級の教員となり2023年度が20年目で、この間に6校を経験している。

(2) Aさんから語られたこと

①通級の概要について

特別支援学級はどの学校にも設置されているわけではなく、いくつかの学校から児童生徒が通ってくる、複式学級である。現在勤務している学校はB市に唯一設置された特別支援学級で、生徒は広範囲から通学してくる。

②対応の現状

利用している生徒の背景が多様すぎる。不登校状態になっている生徒も増えていて、支援が十分に行われ

ているとは言い難い現状がある。

③発達障害は増えたのかという問いについて

在籍は増えている。例えば、勤務校のある地区の合同の体育的行事への参加者は2007年度・2008年度は700人前後であったが、2023年度は、1500人であった。参加しない学校もあり数字はおおよそのものであるが、通級利用も含め、倍増したと言える。

④この20年間の変化

以前であれば、通常学級に包摂されて十分にやっていたと思われるような生徒もいる。通常学級を担当する教員が他の教育課題をかかえすぎている中で、多様な生徒を包摂するちからを失っていると考えざるを得ない。